

## 新型コロナウイルス感染症への対応について（札幌市国民健康保険）

令和2年12月末現在

## 1 新規事業

項目		傷病手当金	保険料減免（コロナ特例）
制度概要	目的	感染拡大防止のため、被用者の収入の一部を補填することで休みやすい環境づくりを進める	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する見込みの世帯等の保険料を減免する
	対象者	被用者のうち、感染または発熱やせきなどの感染疑いの症状があり就労できなかった日から3日を経過し、なお就労できなかった日がある者	主たる生計維持者の収入が3割以上減少する見込みの世帯等
	効果	次の計算により手当を支給。支給額=その者の給与日額×2/3×就労できなかった4日目以降の日数	前年度の所得に応じて、保険料の20%～100%を減免
	対象期間	R2年1月～R3年3月までの間で就労できなかった日	R2年2月～R3年3月までの保険料
事業概要	導入の決定	R2.5.1の臨時市議会にて条例改正・補正予算を可決	R2.6.10の定例市議会にて補正予算を可決
	予算（財源）	1.1億円（国費で全額補てん）	当初3.6億円。内部流用により4.6億円に増額（国費で全額補てん）
	受付期間	R2.5.1～	R2.6.15～
	周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報さっぽろ6月号、報道機関投込</li> <li>・被保険者あて保険料納入通知書にチラシ同封</li> <li>・被保険者証更新証送付時の同封物に制度について記載</li> <li>・HPへ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報さっぽろ7・8月号、報道機関投込</li> <li>・被保険者あて保険料納入通知書の同封物に制度について記載</li> <li>・減免対象の所得がある世帯にDM発送</li> <li>・HPへ掲載</li> </ul>
状況 (12月末現在)	申請件数	31件	21,574件
	決定件数	25件	<令和元年度分> 12,913件 / <令和2年度分> 17,089件
	決定額	支給総額：約1,516千円	<令和元年度分> 約397,062千円 / <令和2年度分> 約2,697,264千円
	(決定1件あたり)	約61千円	<令和元年度分> 約31千円 / <令和2年度分> 約158千円

## 2 区役所等における市民対応

項目	概要	期間
① 届出期限の延長	通常は事実発生日から14日以内とされる加入・脱退の届出期限を特例的に延長	R2.3.13～（現在も継続中）
② 制度の再周知	徴収猶予や一部負担金減免などを「生活支援ガイド」で再周知	R2.3.26～（現在も継続中）
③ 届出等の郵送対応化	原則来庁が必要な手続の一部（9種類）を特例的に郵便で受付	R2.3.26～（現在も継続中）
④ 収納の自宅訪問自粛	職員の訪問による督促や催告を自粛（電話・郵便へ代替）	R2.5.8～（現在も継続中）
⑤ 特定健診の中止	住民集団健診会場、実施医療機関とも一定期間休止	住民集団健診会場：R2.3.4～5.31（6/1より再開） 実施医療機関：R2.4.16～5.25（5/26より再開）
⑥ 保健指導等の中止等	訪問による保健指導等を一定期間休止	特定保健指導：R2.3.3～5.25（4/1～4/19の期間は実施、5/26より再開） 生活習慣病重症化予防受診勧奨：3/3より訪問自粛、電話による勧奨へ代替（現在も継続中）